

# 定 款

北 越 工 業 株 式 会 社

# 北越工業株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は北越工業株式会社と称し、英文ではHOKUETSU INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 空気圧縮機、冷凍機、ポンプ、建設機械、電気機械、内燃機関およびこれらに関連する機械器具の製作ならびに販売および賃貸業務
- (2) 機械器具設置工事業
- (3) 前各号に付帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を新潟県燕市に置く。

(公 告 方 法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 10 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招 集 地)

第 11 条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集しその議長となる。ただし取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決

権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第 20 条 代表取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

(役付取締役の選定)

第 21 条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の設置)

第 22 条 当社は、取締役会を置く。

#### (取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに当る。

2. 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。



(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 32 条 当社は、会計監査人を置く。

(選 任 方 法)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。